

第5期名古屋市ホームレスの自立の 支援等に関する実施計画 ＜概要版＞

名 古 屋 市

※各ページにある四角のコードは、「音声コード」といい、専用の読み取り機や音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンにより、音声でこの冊子の内容を確認することができます。

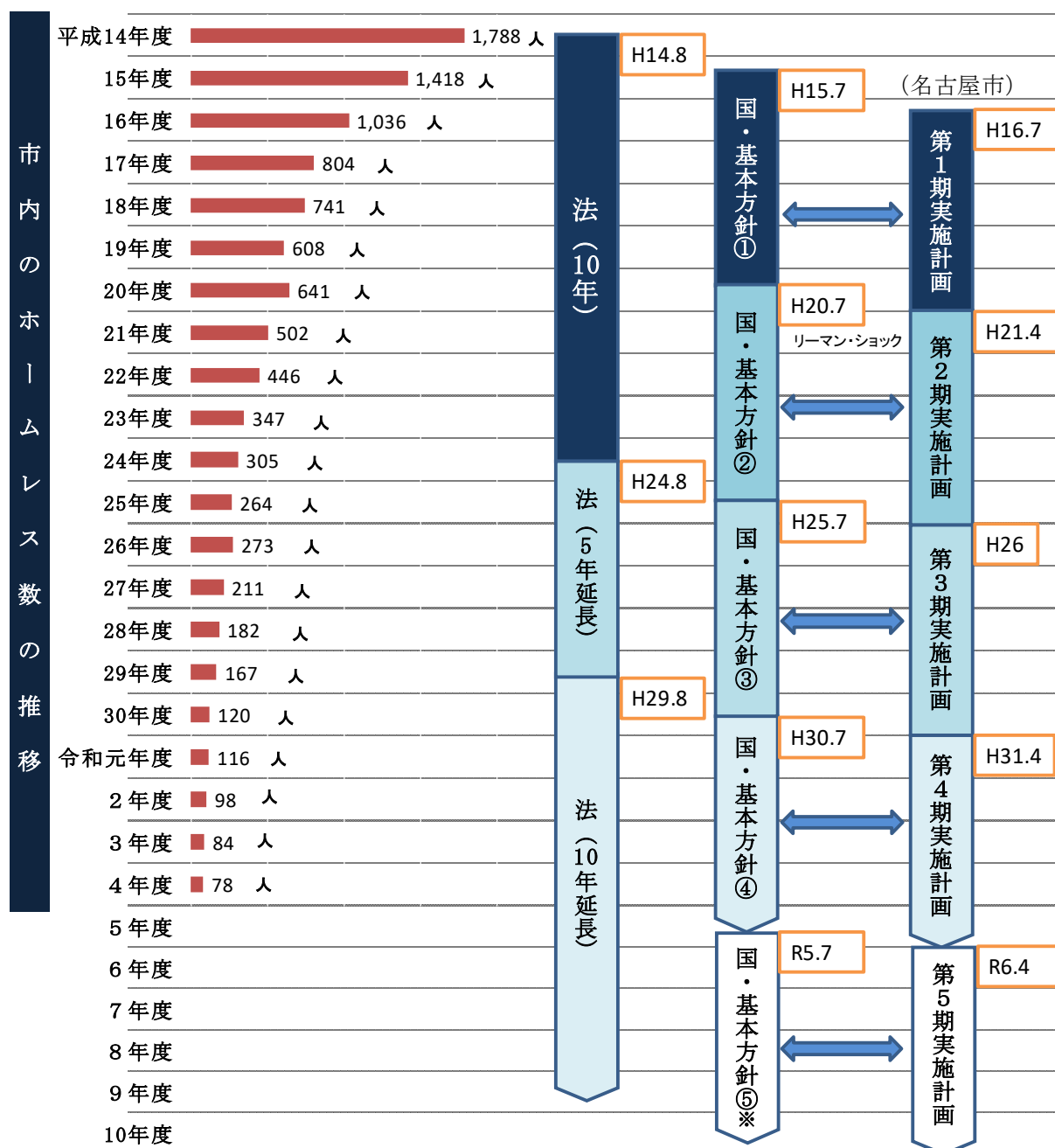
1 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

- ホームレス自立支援施策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び国の基本方針に基づいて推進することとされています。
- 名古屋市は、法及び基本方針等を踏まえて「実施計画」を策定、ホームレスの自立に向けた取り組みを総合的に推進しています。

(2) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間※



※ 国・基本方針の適用期間は、令和10年7月までの5年間。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日（令和9年8月7日）までとされており、計画期間も同日までとなる可能性があります。

2 市内ホームレスの実態

(1) 生活実態調査より

区 分	第 1 回全国調査 (平成 15 年 1 月)	第 2 回全国調査 (平成 19 年 1 月)	第 3 回全国調査 (平成 24 年 1 月)	第 4 回全国調査 (平成 28 年 10 月) ¹	第 5 回全国調査 (令和 3 年 11 月) ²
① ホームレス数	1,788 人 ⇨ 741 人 ⇨ 347 人 ⇨ 167 人 ⇨ 78 人 (H30.1 調査) (R5.1 調査) 《 大幅に減少 》				
② 平均年齢 (60 歳以上の割合)	56.5 歳 ⇨ 58.8 歳 ⇨ 58.8 歳 ⇨ 61.7 歳 ⇨ 65.1 歳 (38.0%) (46.5%) (56.8%) (64.8%) (79.2%) 《 高齢化の傾向 》				
③ 野宿期間 が 5 年以上の方 (割合)	27.0% ⇨ 43.9% ⇨ 41.8% ⇨ 63.9% ⇨ 72.9% 《 長期化の傾向 》				
④ 働いて自立したい と考える方 (割合)	47.8% ⇨ 31.0% ⇨ 30.6% ⇨ 27.1% ⇨ 14.6% 《 減少傾向 》				
⑤ ホームレスのまま でいいと考える方 (割合)	14.6% ⇨ 28.2% ⇨ 29.6% ⇨ 25.7% ⇨ 47.9% 《 増加傾向 》				

(注) ①は概数調査による。①～⑤いずれも数値は、全国調査の名古屋市分

(2) 第 4 期計画の評価より

計画の評価にあたって職員等を対象に実施したアンケート・ヒアリング調査では、施設の「途中退所」、就労先を確保して退所した方の「就労自立の継続困難」、金銭管理の失敗や飲酒・ギャンブル等への依存などによる「居宅生活の継続困難」等の問題が指摘されている。

¹ 本市は、生活実態調査を平成 28 年 11 月に実施

² 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、前回調査と異なり、炊き出し会場での調査を行わず巡回相談員による調査のみ実施

3 現状の評価と課題

(1) 「ホームレス」の高齢化・長期化

※「ホームレス」数は大きく減少しているが、高齢化や長期化が一層進んでいる。

(2) 「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」の顕在化

※「住居のない方」からの相談は減少傾向にあるものの、概数調査の「ホームレス」数の10倍以上で推移している。

(3) 途中退所や就労自立・居宅生活の継続困難による再野宿化

※施設を途中退所するなど支援が定着しなかったり、就労自立や居宅生活が継続できないことで、再びホームレス等となる方が存在する。

4 計画の概要

(1) 基本的な考え方

○ ホームレスの状況に合わせた対応

高齢化し、野宿生活が長期化する傾向にあるホームレスが、自立支援施策や福祉施策等につながるよう、巡回相談等を通して継続的で粘り強い働きかけを行います。また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある方がホームレスとならないよう、必要な支援を行います。

○ 基本目標：「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」

計画の基本目標を「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」とし、継続的で長期的な視点から、個々の抱えている課題や心身の状態を踏まえた自立を支援し、生活の安定と持続を目指します。

○ 基本目標の実現に向けた「7つの主な取り組み」の推進

基本目標の実現に向けて、次に掲げる「7つの主な取り組み」を推進します。具体的な施策・事業の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度をはじめ、関連するさまざまな制度や施策と連携を図るとともに、人権尊重の視点に立った支援を基本理念とします。

(2) 7つの主な取り組みの内容

主な取り組み	主 な 事 業
① 住まいの確保と定着	・ 自立支援事業³における支援（住宅確保支援、自立支援住宅⁴を活用した生活習慣形成） ・ 住宅確保要配慮者居住支援協議会による事業等との連携 ・ 公営住宅の優先入居制度の活用 ・ 住宅扶助の代理納付⁵活用 ・ 居宅生活の継続支援（アフターフォロー）
② 就労機会の確保と定着	・ 自立支援事業における支援 ▶ 多様な支援の実施 →丁寧なアセスメントによる利用者ニーズの把握、日常生活・社会生活支援メニュー等を実施 ▶ 精神障害等何らかの障害等がある利用者への支援 ▶ 公共職業安定所との連携による職業相談や職業紹介、あっせんサービス ▶ 県の就業支援相談（カウンセリング）との連携 ・ 中間的就労⁶の場の確保と活用 ・ 国の技能講習事業、職場体験事業等との連携 ・ 就労自立の継続支援（アフターフォロー） ・ 若者等への対応 ・ 勤労観・職業観の早期育成
③ 心身の健康維持・回復	・ 巡回による健康相談の実施 ・ 感染防止対策に留意した結核健診の実施 ・ こころのケアの推進

³ 宿所の提供、健康相談、生活相談・指導、職業相談等により自立を支援する事業

⁴ 自立支援事業と一体的に運営される民間借上住宅（平成25年度から事業化）

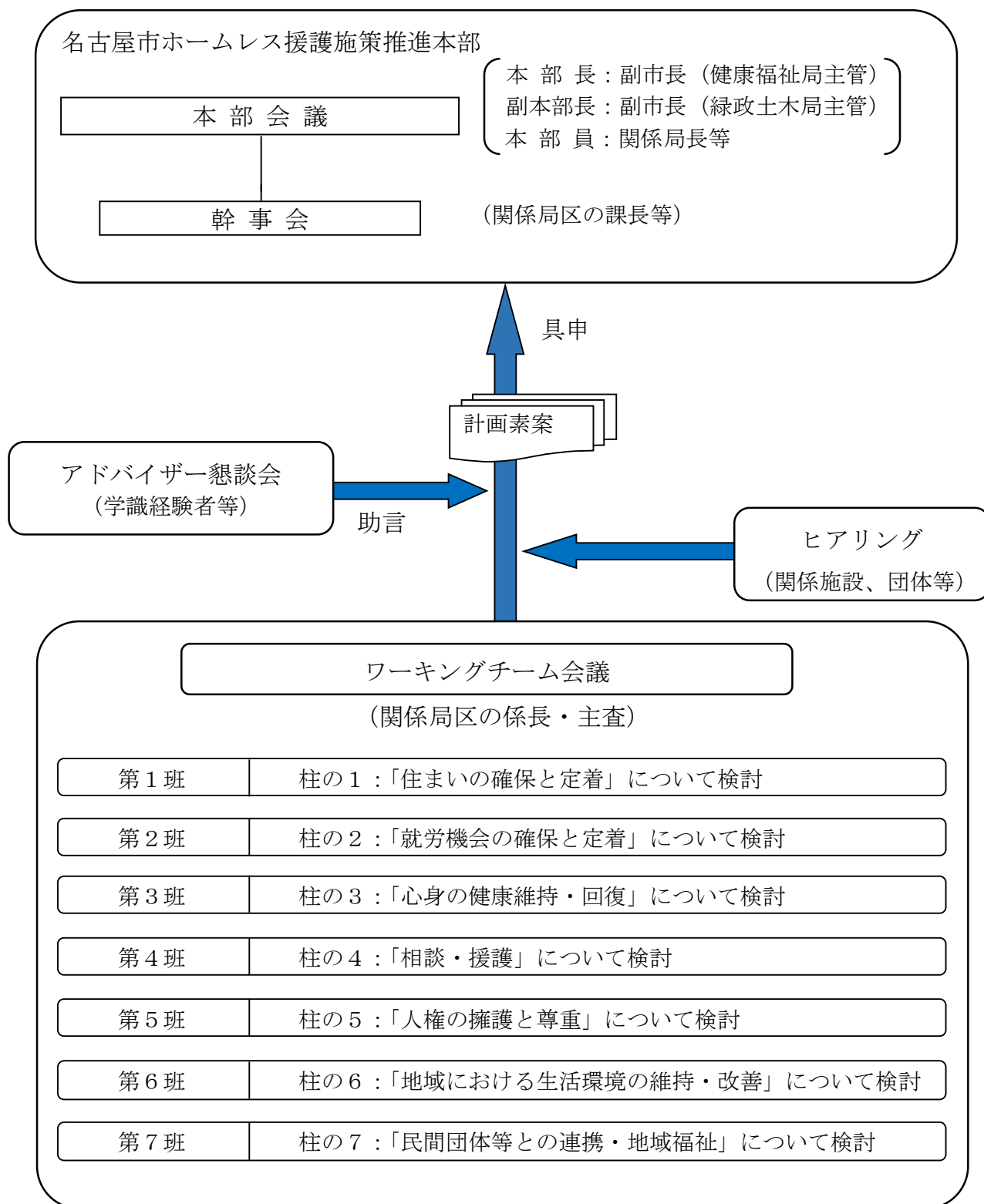
⁵ 住宅扶助費が家賃支払いに確実に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付すること（生活保護法第37条の2、同法施行令第3条）

⁶ 事業所での軽易な作業等の就労機会を通じ、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行うもの

主な取り組み	主 な 事 業
④ 相談・援護	・福祉事務所における相談・援護（個々の状況に応じた柔軟な対応） ・保護施設等入所者の地域生活への移行の推進 ・巡回相談事業の実施（継続的で粘り強い相談活動、野宿生活の早期段階からの支援実施） ・一時保護事業⁷の運営 ・債務問題の解決に向けた支援 ・一時保護事業から居宅生活への移行後のアフターフォローの推進 ・仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談
⑤ 人権の擁護と尊重	・人権教育・啓発の推進 ・人権侵害に対する関係機関等の連携 ・人権尊重の視点に立った施策・事業の推進
⑥ 地域における生活環境の維持・改善	・公園等の適正利用指導と機能回復・保全 ・公園等管理者と福祉事務所等の連携
⑦ 民間団体等との連携・地域福祉	・就労機会の確保における、国、県、地元経済団体等との連携 ・相談・援護におけるNPO・ボランティア団体等との連携推進 ・NPO・ボランティア団体等の人材・ノウハウを活かしたアフターフォローの推進 ・災害時等の安全確保についての関係機関との連携 ・地域福祉の推進による地域での生活の定着

⁷ 住居がなく生活保護の要否判定に期間を要する方等が入所し、宿所と食事の提供、アセスメント等を実施

5 計画の策定体制（令和6年3月現在）



第5期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画
＜概要版＞

令和6年3月発行

発行・編集：名古屋市ホームレス援護施策推進本部事務局
（名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2555

FAX 052-972-4148

音声コード：JAVIS Appli.（特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会）